

広島県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

造賀田万里線

三 道路の区域

| 区 間 | | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|--|---|------|-----------------|--------------|------|
| 東広島市高屋町白市二一五〇番一地从先から 東広島市高屋町白市二一四五番一地从先まで | 旧 | 〇 | 一八・九〇 〽二九・四 | 三四・〇〇 | |
| | 新 | 〇 | 一三・三〇 〽一七・五 | 三四・〇〇 | 幅員減少 |